

(3) ナノ材料を廃棄するにはどのようなことに注意すべきでしょうか

作成 2015.9.1 / 改定 2022.1.11

「1. 国内規制」「2. 国内指針等」「3. 標準類」「4. その他の情報」の各観点に分けて回答いたします。

■回答

1. 国内規制

ナノ材料としての規制はありません。
それぞれの物質名に応じた規制があれば、それに従って下さい。

2. 国内指針等¹⁾

2009年に環境省から公表されたガイドライン（工業用ナノ材料における環境影響防止ガイドライン）があります。

- ・使用済みのフィルター、清掃時の紙・布類、不要になったナノ材料、ナノ材料の運搬容器や袋等、ナノ材料が付着している廃棄物あるいはナノ材料そのものは、他の廃棄物と区別して密閉容器に保管し、性状に応じた廃棄物処理が可能なように、含まれるナノ材料の種類や適切な処理方法を表示した上で、自社で処理を行うか又は廃棄物処理事業者に引き渡すよう推奨しています。
- ・現在我が国で規定されている焼却施設の性能（800℃以上、滞留時間 2 秒以上）で焼却処理すれば、炭素系のナノ材料は、分解される可能性が高いとされています。
- ・焼却のできないナノ材料については、固化（無機系ナノ材料）による埋立といった適切な措置を実施することが適当であるとしています。

3. 標準類（ISO,OECD,JIS 等）

現時点では、標準類はありません。

4. その他の情報

特になし

■出典等

- 1) 環境省「工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドライン」
<https://www.env.go.jp/content/900410695.pdf>